

資料 4 - 1	H20.2.20
障害福祉サービス及び地域生活支援給付に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

## 指定障害福祉サービス事業者等への実地指導及び監査の実施状況について

### 1 平成19年度における実地指導及び監査の方針

#### (1) 実地指導

ア 指定障害福祉サービス事業者（特定旧法指定施設を除く。）基準該当障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者及び登録地域生活支援給付サービス事業者（ただしイに該当する施設に併設して実施される事業については、イと同様の扱いとする。）

（ア）平成18年度に指定等を受けた指定障害福祉サービス事業者等に対して実施する。

（イ）平成18年度及び平成17年度に実地指導を行わなかった指定障害福祉サービス事業者等に対して実施する。

#### イ 指定障害者支援施設及び特定旧法指定施設

原則として、保健福祉局地域保健福祉課監査指導室が行う社会福祉法人等指導監査のなかで実地指導を行う。

ウ その他特に一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

#### (2) 監査

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

#### ア 要確認情報

（ア）通報・苦情・相談等に基づく情報

（イ）本市、相談支援事業等に寄せられる苦情

（ウ）介護給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

#### イ 実地指導において確認した情報

指導実施方針に基づき行った指導において、障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

### 2 実施箇所数及び実施結果（平成20年2月1日現在）

実施結果	合計	適切	文書指導	改善報告	監査切替	勧告
市内事業所数	146					
平成19年度実施事業所数	54					
実施回数	65	7	11	40	3	4
実地指導箇所数	40	3	8	26	3	
監査箇所数	14	0	3	7		4
監査確認箇所数	11	4	0	7	0	0

### 3 主な指摘事項

- (1) 障害者自立支援法第 49 条第 1 項に規定する勧告の対象とした事項
- ・ 事業に規模に応じたサービス提供責任者の適正な配置が行われていない。(基準第 5 条)
  - ・ 常勤が必要とされるサービス提供責任者が実際には非常勤として勤務している。(基準第 5 条)
  - ・ サービス提供責任者とヘルパーを兼務し、ヘルパーとしての業務が大半を占めるため、サービス提供責任者としての責務(居宅介護計画の作成等)を果していない。(基準第 30 条)
- (2) 文書指導及び改善報告に係る主な指摘事項
- ・ 代理受領通知を行っていない。(基準第 23 条)
  - ・ 運営規程の概要、従業者の勤務体制等の重要事項の掲示がされていない。(基準第 35 条)
  - ・ 身分を証する書類が作成されていない。(基準第 18 条)
- (3) 現地での主な指摘事項
- ・ 契約書及び重要事項説明書が障害福祉サービスと地域生活支援給付で同一のものとなっている。(基準第 9 条)
  - ・ 契約書及び重要事項説明書の内容が支援費制度の文言を含んでいる。(基準第 9 条)
  - ・ サービス提供記録に利用者の確認印がなく、利用者に控えを渡していない。(基準第 19 条)
  - ・ 身体 家事等の連続したサービスを行う場合に、サービス提供記録をサービスごとに作成していない。(基準第 19 条)
  - ・ 居宅介護等計画の見直しが定期的に行われていない。(基準第 26 条)
- (4) 給付費の返還に係る主な指摘事項
- ・ サービス提供記録が存在しない。
  - ・ サービス提供記録のサービス区分又は提供時間帯が実績記録票のそれと整合しない。
  - ・ 身体介護で見守り援助を提供していた。
  - ・ 移動支援での送迎を通年かつ長期にわたり提供していた。

基準... 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)

### 4 サービス提供及び請求の際の注意事項

- ・ 緊急の場合を除いて、居宅介護等計画に基づきサービス提供を行うこと。実際のサービス内容と計画にずれが生じ、当該サービス内容が恒常的となった場合には、その度に計画を見直すこと。
- ・ 給付の対象となるサービスであるかの疑義がある場合には、サービス提供前に本課又は各区の保健福祉サービス課又は福祉サービス課に連絡し確認をとること。
- ・ 請求の際には、実績記録票とサービス提供記録の整合性が取れているか確認を行うこと。
- ・ 事業所内に掲示すべき事項については別紙参考資料を参照。

## 5 平成20年度の実地指導及び監査について

- ・ 平成19年度と同様50～60箇所の事業所に対し行う予定。
- ・ 平成19年度において監査の対象になった事業所に対しては再度実地指導を行う予定。

### 参考資料 事業所内の掲示事項

項目		居宅介護等	児童デイ
従業者の勤務の体制(職種・人数・勤務形態)			
苦情解決の相談窓口、苦情解決の体制及び手順等苦情を解決するために講じる措置の概要			
運営規程の概要			
内容	事業の目的、方針等		
	虐待防止に関する事項		
	職員の職種、員数及び職務の内容		
	営業日、営業時間		
	利用定員	×	(単位ごと)
	主たる対象者		×
	サービスの内容		
	利用者負担額、キャンセル料等		
	交通費		×
	送迎費用、日用品費等	×	
	通常の事業の実施地域		
	緊急時等における対応方法		
	秘密保持		
	記録の整備(5年間)		

	掲示が必要
	掲示が望ましい
×	掲示は不要

交通費、送迎費用については、通常の事業の実施地域外の地域でのサービス又は送迎が行われた場合に実費にて徴収可能